平成26年1月21日決裁

# 1. 趣旨

この基準は、嵐山町教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が教育行政の円滑な公務執行のために、外部の個人又は団体と交際する上で必要な経費(以下「教育長交際費」という。)を支出する際の基準及びその公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 教育長交際費の支出

教育長は、教育委員会の運営及び教育行政にとって有益と認めたもの並びに交際上 認めたものについて、予算の範囲内で教育長交際費を支出する。

### 3. 支出区分及び支出金額

教育長交際費の支出区分及び支出内容、支出金額は、次に掲げるものとする。ただし、宗教、政党その他の政治団体又はその支部に対するものについては支出しない。

支出区分	支 出 内 容	支 出 金 額
(1)御祝	祭典等の御祝に係る経費	10,000円以内
(2) 弔意	町教育関係者等及びその親族の葬儀等に <別紙1>	おける香典、供花等に係る経費
(3)会費	会費を必要とする会合等への参加等に 係る経費	会費相当額
(4) その他	教育委員会の運営及び教育行政に必要 であると教育長が特に定めるもの	社会通念上妥当と認められる 範囲内

<別紙1:弔意>

対	象	者	香 典	供花等	
教育委員	本 人		10,000円	0	
	親族	配偶者	10,000円		
		実父母、同居の義父母	10,000円		
学校長、教頭、教諭	本 人		10,000円	$\circ$	
(事務員含む)	親族	配偶者	10,000円	_	
児童生徒	本 人		10,000円	_	
学校医、学校歯科医	本 人		10,000円		
学校薬剤師	親族	配偶者	10,000円		
各種委員 (委嘱、任命委員)	本人		10,000円		
各種団体の長	本人		10,000円		
他市町村教育長	本 人		10,000円		
	親族	配偶者	10,000円	_	
その他教育長が特に認めた者	社会通念上妥当と認められる範囲内で、その都度決定する				

※なお、町長交際費から支出があった場合は支出しない。

### 4. 教育長交際費の公表事項

教育長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。ただし、公表情報に個人に関する情報であって、特段の配慮を必要とするものが含まれる場合にあっては、これを除くものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出日
- (3) 支出金額
- (4) 支出先等

## 5. 公表の方法

- (1)教育長交際費の公表は、半期毎に行うものとし、半期分を翌月の15日までに行うものとする。
- (2)教育長交際費の公表は、その内容を嵐山町のホームページに掲載するとともに、教育総務課において閲覧に供することにより行うものとする。
- (3)教育長交際費の閲覧等の期間は、文書保存年限(5年)を限度とする。

### 6. 教育長交際費の見直し

教育長は、教育長交際費の支出内容又は金額が、町民感覚と合致したものになるよう、社会経済状況の変化等に十分配慮し、適正な執行に努めるとともに、適宜見直しを行うものとする。

### 7. その他

この基準に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

#### 8. 適用

この基準は、平成26年4月1日から適用する。